

知らなきや損する

今回の
数字

1500万円

教育資金の贈与はもともと非課税 今年4月からスタート 「教育資金贈与税非課税制度」

	その都度贈与	暦年課税	教育資金贈与非課税制度
非課税の上限	なし	年間110万円	1500万円
資金の使いみち	生活費や教育資金に限られる	制限なし	教育資金に限られる
メリット	●必要な時に利用できる	●生活費や教育資金以外にも使える ●相続税の節税効果が期待できる	●使いみちが教育資金に限り浪費の心配がない ●一旦贈与したらその後の手続きが不要 ●相続税の節税効果が高い
デメリット	●贈与を受けた資金を預貯金すると課税される ●必要な都度なので面倒	●毎年一定金額の贈与だと、一括贈与と見なされ課税されることもある ●無駄使いの可能性もある	●最初の手続きや口座からの引き出しはやや煩雑 ●非課税になるもの、ならないものがあるので注意が必要

日本では、金銭や財産などが贈与されると、贈与された人に贈与税が課税されます。ただし、毎年毎年の1年間(1月から12月)に贈与された金額が110万円までなら、贈与税が非課税になる制度「暦年課税」があるので、110万円までの贈与なら贈与税はゼロです。仮に今年500万円贈与された場合は、500万円-110万円=390万円に課税され、贈与税53万円を納税することになります。つまり、あげた人ではなく、もらった人が贈与税を納めるわけです。

ただし同じ贈与でも、生活資金や入学金・授業料などの教育資金については、贈与税は非課税です。つまり、子や孫に教育資金や生活に必要なお金を必要な都度に渡しても、贈与税はかからないのです。しかし、お孫さんに教育資金を必要になるたびに渡すのは面倒です。そこで教育資金を一括して渡せる制度として、平成25年4月に「教育資金贈与非課税制度」がスタートしました。

この非課税制度は、平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に、「30歳未満の子・孫等」の教育資金に充てるため、その「直系尊属(親・祖父母等)」がまとめて贈与した金額が「1500万円まで(塾や習いごと等については500万円まで)」は、贈与税がかからないということです。

教育資金の範囲は、幼稚園・保育園や小学校、中学校、高校、大学(院)などの入学金や入園料・保育料・授業料、試験の検定料、学用品の購入費、修学旅行費など。学習塾・予備校の授業料、習い事の月謝などや使用する物品の購入費用については500万円までとなっています。

実際の手続きは、この制度を行っている信託銀行、銀行、証券会社で、子や孫の名義の口座を開設し、祖父母等が贈与資金を振り込みます。必要な教育資金は、口座から引き出していくこととなります。また、この口座は、①子・孫等が30歳に達したとき、②残高がゼロになったとき、③子・孫等が亡くなったとき、に終了します。

利用にあたっての注意点は、教育資金はもともと贈与税がかからないこと。①で終了時に残高が残れば、贈与税が課税されるので、贈与額は計算すること。一旦贈与したものは返してもらうことはできないので、生活資金が不足しないように生活設計を立てること。子・孫で不公平感がないように配慮することなどが考えられます。

暮らしのマネープラン相談センター・所長
サードファイナンスプランナー



高橋 昌子

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム資金・住宅ローン相談 …………… 3万円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職資金・マネープラン相談 …………… 3万円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F]

☎076-232-2038

要予約

(株)FPサポート研究所 <http://www.fpsl.co.jp/> ●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00

いしかわ暮らしのマネープラン